

## 綾瀬市国民健康保険被保険者に係る診療情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第20条ただし書に規定する特定健康診査に相当する国民健康保険被保険者の診療情報（以下「対象診療情報」という。）について、本人同意のもと、特定健康診査実施医療機関（以下「医療機関」という。）から本市に提供できる体制を整備し、特定健康診査の受診率向上を図るとともに本市の効果的な保健事業の実施に活用するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 診療情報提供の対象となる者（以下「提供対象者」という。）は、綾瀬市特定健康診査等実施要綱（令和3年4月1日施行）第3条に規定する対象者であり、かつ、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 当該年度内に特定健康診査を受診していない者
  - (2) 当該年度内に綾瀬市国民健康保険人間ドック費用助成実施要綱における助成券の発行を受けていない者
  - (3) 医療機関において既に診療を受けており、対象診療情報に不足がない者
  - (4) 検査データを特定健診結果として本市に提供することに同意している者
- (診療情報提供同意書等の受領)

第3条 提供対象者が当該医療機関から本市への診療情報の提供に同意した場合は、提供対象者の特定相当健診を行った医療機関が、提供対象者から署名済みの質問票兼同意書（以下「同意書」という。）及び綾瀬市特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）の提出を受けるものとする。

2 前項に規定にかかわらず、提供対象者が受診券を提出できない場合は、診療情報提供事業特定健診受診券代替票を受診券に代えることができるものとする。

(診療情報提供票の作成)

第4条 前条の規定により同意書の提出を受けた医療機関は、提供対象者の対象診療情報に基づき、特定健康診査に相当する診療情報提供票を作成するものとする。

(診療情報提供料の請求)

第5条 前条の規定により診療情報提供票を作成した医療機関は、診療情報提供事業請求書に同意書、受診券及び診療情報提供票を添えて、市長が指定する日までに提出するものとする。

(診療情報提供料の支払)

第6条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該医療機関に対し、令和6年厚生労働省告示第57号別表第一区分番号B009に定める診療情報提供料(Ⅰ)に準じた金額を、予算の範囲内で支払うものとする。

(情報提供に同意した提供対象者への記念品交付)

第7条 市長は、第5条の規定による診療情報提供票の提出を受けたときは、情報提供に同意し、かつ、記念品の交付を希望した提供対象者に対し、予算の範囲内で記念品を交付する。

(綾瀬市の役割)

第8条 市は、一般社団法人座間綾瀬医師会・綾瀬市医師会及び医療機関等(以下「関係機関」という。)と協力し本事業が効果的に実施されるよう努める。

(文書の様式)

第9条 この要綱の規定により使用する様式は、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、その都度、関係機関等と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。